

埼玉県社会福祉法人経営者協議会の会費について（案内）

H29. 4. 1 現在

会費の種類と額

- 1 会費は、加入金と年会費の2種類です。
- 2 加入金は、1法人20,000円です。加入申込と同時に納入いただきます。
- 3 年会費は、全国社会福祉法人経営者協議会と埼玉県社会福祉法人経営者協議会の会費区分を合算した額になります。

埼玉県及び全国の会費区分

【年会費】

(埼玉県)

会費区分	会費額
1) 1施設を経営する法人	15,000円
2) 複数施設を経営する法人	20,000円
3) 第2種社会福祉事業のみを 経営する法人（1施設の法人）	0円
4) 第2種社会福祉事業のみを 経営する法人（複数施設の法人）	5,000円

(全国)

会費区分	会費額
前年度資金収支計算書における法人 事業活動収入額が2億円未満の法人	30,000円
前年度資金収支計算書における法人 事業活動収入額が2億円以上10億 円未満の法人	60,000円
前年度資金収支計算書における事業 活動収入の額が10億円を超える法人	100,000円

【加入金】

初年度のみ 20,000円

年会費 算出例

(例1)

2つの特別養護老人ホームを経営する法人で、法人の前年度事業活動収入額が4億円の場合

(埼玉)

複数施設を経営する法人	20,000円
-------------	---------

(全国)

会費額	60,000円
-----	---------

$$= \frac{\text{年会費}}{80,000 \text{円}}$$

(例2)

1つの保育園を経営する法人で、法人の前年度事業活動収入額が1億5千万円の場合

(埼玉)

1施設（第2種社会福祉事業のみ）を経営する法人	0円
-------------------------	----

(全国)

前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が2億円未満の法人	30,000円
---------------------------------	---------

$$= \frac{\text{年会費}}{30,000 \text{円}}$$